

第 年 月 日 号

様

板倉町長

板倉町認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付決定通知書

あなたから提出のありました認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付申請書を審査しましたところ、下記により認定農業者農用地利用集積促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 奨励金の返還について

あなたが、次のいずれかに該当した場合には、交付した奨励金は、返還していただきます。

- (1) 奨励金の交付要件を欠いたとき。
- (2) 奨励金の交付対象となった農用地に係る賃借権等の存続期間満了前にその農用地の返還を受けた又は返還を行ったとき。ただし、第6条第1項第2号のア～クに該当する場合を除く。
- (3) 不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

3 あなたが、上記2に該当することとなったときは、その旨を文書により遅滞なく届け出てください。